

医師・歯科医師自らが主体となって運営する

※勤務医の方もご契約いただけます

開業医共済休業保障制度

新型コロナウイルス感染症を原因とする休業にも対応！

Point1 安心

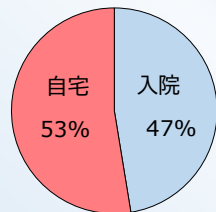
入院療養だけではなく、 自宅療養もしっかり給付！

当制度の療養別(入院・自宅)の給付割合は、「自宅療養」が半数以上を占めています。

当制度は、疾病または傷害を原因とする休業に対して、「傷病給付金」として入院は初日から、自宅療養は5日目から保障し、医業への復業をしっかり支援します。

なお、万が一の場合に備える「弔慰給付金」「高度障害給付金」の保障もあります。

(参考)1 休業に占める療養の割合

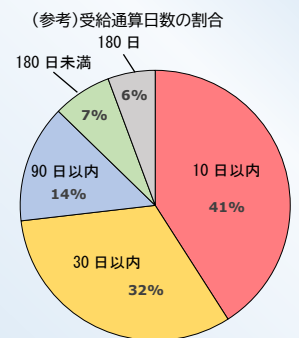


Point2 合理的

1 休業 180 日 ～根拠に基づいた給付期間～

当制度の「傷病給付金」の受給通算日数の割合は、「10日以内」、「30日以内」で約7割を占めており、1回の連続した休業期間が30日以内であることがほとんどです。

当制度では、根拠に基づき、1休業の給付期間を180日とすることで、適切な保障を行った上で、安価な共済掛金を実現しています。



Point3 簡潔明瞭

簡潔明瞭の定額給付方式

当制度の「傷病給付金」は、ご契約者にとって分かりやすい「定額給付方式」を採用しており、いくら給付金を受け取ることができるか給付金額の算定が容易です。

【入院療養】1日あたり 最大※64,000円

【自宅療養】1日あたり 最大※48,000円

※8口契約の場合

(参考) 8口契約において、入院療養15日の後、自宅療養15日を経て復業した場合の給付例



■当制度は年3回に分け申込みを受け付けており、契約日は所定日(8/1、12/1、4/1)となります。

■ご契約にあたっては各都道府県の保険医協会又は保険医会の会員である必要があります。

Point4 助け合い

持病があってもお申込み可能

持病(既往症・現症)がある方も特定の傷病等を保障の対象から外すことでご契約できる場合があります。

Point5 非営利

剰余金が発生した場合は 利用分量配当を実施 ※組合員に限りです

剰余金が発生した場合は、中小企業等協同組合法に基づき利用分量配当を実施し、組合員へ還元します。

(参考) 2017年度:26%、2018年度:25%、2019年度:20% ※支払共済掛金に対する割合

当制度の詳細は、パンフレット
・重要事項説明書等をご覧ください。



[普及代理店]

[引受共済団体]

開業医共済協同組合

〒380-0928 長野市若里 1-5-26

<http://www.kaigyouikumiai.or.jp/>

2021.11

開業医共済協同組合・開業医共済休業保障制度とは

開業医共済協同組合は保険医協会・保険医会を母体とする 7 県の保険医協同組合(事業協同組合)と発起人が出資し、2010 年 1 月に関東信越厚生局の認可を得て創立し、その後、同年8月に開業医の休業時の保障と復業を支援するために「開業医共済休業保障制度」(共済休保)を発足しました。現在は、9 県の保険医協同組合が参加しています。

当組合は、開業医師・歯科医師の経営と生活を安定させるため、組合員である医師・歯科医師自らが主体となって運営する相互扶助の共済協同組合です。

協同組合とは

協同組合とは、事業の経営や生活をよりよくしたいと願う人たちが、共通する目的のために自主的に集まり、その事業の推進と利用を中心としています。また、「1 人 1 票」制で民主的に運営され、かつ、営利を目的としない組織です。

2016 年 11 月 30 日に「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。19 世紀に英国やドイツなど各国で生まれた協同組合の思想と実践は、全世界に広がり、現在は、世界 100 カ国以上で 10 億人のもの人々が協同組合に参加しています。

協同組合と株式会社の違い

株式会社と協同組合の一番の違いは、協同組合はあくまで組合員の生活を守り向上させることが目的(利潤の追求ではない)である点が挙げられます。

また、株式会社は多数の株を持っている人の意向に沿い運営されますが、協同組合は組合員1人につき1票の民主的な運営がされることも特徴です。

保険と共済の違い

私たちの生活を脅かす危険因子(病気や交通事故、火災、自然災害など)に対し、組合員相互に助け合うという活動を、保険の仕組みを使って確立した保障事業です。協同組合が行う保障事業は「保険」ではなく、「共済」と呼んでいます。

組合員があらかじめ一定の金額(掛金)を出し合っ、共同の財産を準備することで、死亡や災害等の不測の事故が起きた場合に生じる経済的な損失を補い生活の安定を図るため、共済金を支払います。つまり、組合員の誰かが困ったときに、他の組合員全体で助けるという仕組みです。

開業医共済休業保障制度は、「中小企業等協同組合法」に基づいて実施されているのに対し、保険は「保険業法」に基づいて実施されています。なお、加入者の権利義務などの基本的なルールについては、共済・保険に共通して適用される「保険法」に基づいています。

お問い合わせは下記代理店まで

■取扱代理店

【青森県】 青森県保険医協同組合 (TEL:017-763-5820)

【福島県】 福島県保険医協同組合 (TEL:024-531-3848)

【新潟県】 新潟県保険医協同組合 (TEL:025-245-6171)

【福井県】 福井県保険医協同組合 (TEL:0776-29-2818)

【長野県】 長野県保険医協同組合 (TEL:026-223-0345)

【鳥取県】 鳥取県保険医協同組合 (TEL:0859-24-3064)

【岡山県】 岡山県保険医協同組合 (TEL:086-274-9131)

【山口県】 山口県保険医協同組合 (TEL:083-972-2250)

【大分県】 大分県保険医協同組合 (TEL:097-568-0047)